

委員会 で 詳しく 審査

議会がしっかり チェック

総務 常任委員会・分科会

令和6年度からの機構改革

どのような狙いがあるのか？

Q 令和6年度からの機構改革で、こども若者部に、こども・いじめ何でも相談課を新設し児童発達支援センターを組み込んでいくとのことであり、国のこども家庭庁の新設という動きに合わせ、どう考えているのか。

A 子どもの発達、子育て支援を含めて子どもに関する相談を一元的に受け入れる状況を組織的にとっていく。こども家庭庁の動きや改正児童福祉法などにおける国の動きも含めしっかりと対応することが必要であり、妊産婦から小・中学校まで子ども



令和6年度から庁内の組織体制の一部が見直される。

の成長に応じて段階的に体制をとっていきたくと考えている。

Q 住民基本台帳法等の改正に係るシステム改修経費で3259万6000円、印鑑登録システムを含む住民基本台帳のシステム標準化に係る経費で2403万円の増となっているが、この経費の内容は。

A 国の法律改正に基づく住民基本台帳及び戸籍の附票に振り仮名を記載するための費用やコンビニ交付に関するシステムの改修費となっている。

委員会で審査した議案

- 八尾市庁舎外壁及び屋上防水等改修工事の工事請負契約締結の件
- 八尾市事務分掌条例の一部改正の件

その他議案3件

分科会で審査した議案

- 令和5年度八尾市一般会計第7号補正予算の件（所管分）

その他議案5件

建設産業 常任委員会・分科会

歴史民俗資料館の指定管理者選定

新たな運営に向けてどうする？

Q 令和6年度から歴史民俗資料館の指定管理者が変わるが、施設運営のノウハウだけでなく、八尾の歴史民俗に係る膨大な数の資料や長年の調査研究内容も含め、引き継ぎをしていく必要があるがどうか。

A 新たな指定管理者となる事業者は、生涯学習センターの指定管理も担っており、施設運営のスキルがあると認識している。今後は、本市と新・旧指定管理者の3者で協議をしながら、しっかりと引き継ぎを進める。



八尾市立歴史民俗資料館の新たな指定管理者として小学館集英社プロダクション共同事業体が指定された。

Q 八尾市マンション管理適正化推進計画策定に伴い、分譲マンションの管理組合が作成するマンションの修繕や管理等に係る計画について、手数料を支払うことで、市の認定を受けることができるようになるが、そのメリットや周知方法はどうか。

A 住宅金融支援機構のフラット35及びマンション共用部分リフォーム融資の金利の引下げやマンションすまい・る債の利率上昇の対象となる。管理組合対象のセミナーやホームページを通じてメリットを周知する。

委員会で審査した議案

- 八尾市空家等の適正管理に関する条例の一部改正の件
- 八尾市立歴史民俗資料館の指定管理者指定の件

その他議案4件

分科会で審査した議案

- 令和5年度八尾市一般会計第7号補正予算の件（所管分）

その他議案1件

文教 常任委員会・分科会

児童発達支援センター

施設類型の一元化による変更は？

Q 施設類型（福祉型・医療型）の一元化に伴い、受け入れられる対象児童に変更はあるか。

A 福祉型児童発達支援センターは、これまでから全ての障がい児を受入れ対象としているが、主に肢体不自由児を対象としていた医療型児童発達支援センターにおいても、全ての障がい児に対象を拡大する。

Q 名称については、医療型児童発達支援センターが第1センター、福祉型児童発達支援センターが第2センターと変更されるが、市民に混乱が生じることはないか。

A 名称は変更されるが、これまで通り「いちよう」「八尾しよう」とく園」の愛称を継続して使用していくため、混乱は生じないと考える。

Q 施設類型の一元化によるメリットは何か。

A 身近な地域で相談ができ、必要な支援に繋ぐことができるようになる。また、地域における障がい児支援の中核的機能を担い、児童発達支援事業所や関係機関等とも連携し、センターとしての役割を果たしていく。



全ての障がい児が、身近な地域で相談・支援を受けられるようになる。

委員会で審査した議案・請願

- 八尾市立児童発達支援センター条例の一部改正の件
- すべての子どもが安心して保育をうけられるよう子育て施策の充実と予算拡充を求める請願の件

その他議案2件、請願2件

分科会で審査した議案

- 令和5年度八尾市一般会計第7号補正予算の件（所管分）

健康福祉環境 常任委員会・分科会

国民健康保険料

産前産後期間の減額へ

Q 産前産後期間における国民健康保険料の減額措置の内容はどのようなものか。

A 減額対象者は、出産予定の被保険者または出産した被保険者である。減額内容としては、出産予定月の前月から翌々月までの4か月分の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものである。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から翌々月までの6か月分について減額となる。

Q 証明書等を添付し、申請しなければ減額は受けられないのか。

A 減額を受けるためには申請が必要となるが、出生届の提出時に説明及び届出受付を行うなど手続きに漏れがないよう啓発していく。

Q 市民への周知はどのように行うのか。

A 市政だよりや市ホームページでの広報、保健センター等へのチラシ配架を通じて周知を図っていく。



子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から国民健康保険法等の改正が行われた。

委員会で審査した議案・請願

- 八尾市国民健康保険条例の一部改正の件
- 家庭ごみ収集事業の八尾市直営堅持を求める請願の件

その他議案7件

分科会で審査した議案

- 令和5年度八尾市一般会計第7号補正予算の件（所管分）

その他議案3件

